

上田女子短期大学

介護職員初任者研修課程実施規程

(目的)

第1条 短大生として幅広い知識と教養を身につけることに加えて、地域における介護・福祉に関する諸活動を理解し、系統立てた介護知識・技術の習得（介護職員初任者研修課程）を図り、介護・福祉に従事するにふさわしい人材を養成することを目的とする。

(名称)

第2条 この研修は、上田女子短期大学介護職員初任者研修という。

(事業者)

第3条 本研修の事業者は上田女子短期大学とする。

所在地：上田市下之郷乙 620 Tel.0268-38-2352

(対象者)

第4条 本研修の対象者は本学学生で次に該当する者とする。

- (1) ホームヘルパー、非常勤ヘルパー及び登録ヘルパーを目指す者。
- (2) 在宅福祉の担い手になろうとする者。
- (3) 福祉ボランティアを実施している者、またはそれらに関心のある者。

(実習)

第5条 本資格を取得するためには、講義・演習のほかに次の2種類の実習を行わなければならない。

(1) 介護実習

講義・演習の各内容を老人保健・福祉施設において実践することにより、介護技術を中心とする援助能力を高める。

(2) 訪問介護サービス同行訪問実習

訪問介護サービスに同行することにより、介護業務を体験的に理解するとともに、援助能力を高める。

(研修場所)

第6条 研修場所は以下の通りとする。

(1) 講義・演習

上田女子短期大学構内（上田市下之郷乙 620）

(2) 実習

社会福祉法人別所清明会 特別養護老人ホーム別所温泉長寿園

上田市大字別所温泉 1090-1

社会福祉法人上田しいのみ会 特別養護老人ホーム室賀の里

上田市大字上室賀 19
医療法人共和会 塩田病院 老人保健施設ケアホーム上田
上田市大字中野 29-2
うえだ敬老園
上田市中心 3-15-5
特別養護老人ホーム博愛の園
長野市浅川東条 295-5
その他、年度毎に作成する実習施設一覧表による。

(研修期間)

第7条 研修期間は、2年次の毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間のうち、原則として授業開講時期の8ヶ月とする。

(研修の方法)

第8条 本研修は、通学制にて実施する。

(研修カリキュラム)

第9条 研修カリキュラムは、長野県介護員養成研修指定要綱に基づき、別に定める授業科目とする。

2 本課程の指定する科目には、免除科目はない。

(使用テキスト)

第10条 使用テキストは、長野県介護員養成研修指定要綱に基づいたテキストを使用し、各年度当初に授業概要に示すこととする。

(講習人員)

第11条 講習人員は、毎年20名未満とする。

(養成対象者)

第12条 養成講座の受講対象者は本学2年次に在学する者とする。なお、入学時に住民票を提出して本人確認済の学生とする。

(費用)

第13条 本講座を受講するに要する費用のうち受講費用は、本学学則35条による学生納付金に含まれる。また、別途テキスト代、実習費用は受講生本人が負担する。

(資格取得の認定要件)

第14条 資格認定の要件は、原則として全課程を皆勤で受講し、別に定める修了評価の基準を満たすこととする。

- 2 やむを得ず欠席し、担当教員が認めた場合は対面式での補講を科すこととする。
- 3 資格認定のための修了評価は本課程の指定する科目を修得するとともに、最終試験に合格することとする。
- 4 最終試験は筆記試験にて行い、「介護演習Ⅰ」「介護演習Ⅱ」「実習」については担当

講師および実習指導者により介護技術習得の実技・実習評価を行う。

- 5 最終試験の筆記試験評価は理解度、習得度の高い順に A(90 点以上)・B(80～89 点)・C(70～79 点)・D(70 点未満)とし、C 以上の評価を合格とする。

(修了証の交付)

第15条 この研修を修了したものは、修了証書及び携帯用修了証書を卒業式時に交付する。

(規程の改廃)

第16条 本規程の改廃は、教授会の審議を経て学長の承認を受けるものとする。

附 則

この規程は、平成14年4月1日より施行する。

この規程は、平成20年4月1日より一部改正施行する。

この規程は、平成25年4月1日より一部改正施行する。

この規程は、平成26年4月1日より一部改正施行する。

この規程は、平成27年4月1日より一部改正施行する。

この規程は、平成30年4月1日より一部改正施行する。

この規程は、平成31年4月1日より一部改正施行する。